

公的支援とは

■下記①～③を全て満たしているもの

- ①国、地方公共団体又はその他の公的機関（独立行政法人、認可法人、特殊法人又はそれらに類するもの）が実施しているもの。
- ②新型コロナウイルス感染症の影響に対する公的支援の制度として新設されたもの、拡充されたもの、あるいは新型コロナウイルス感染症の影響であることを申込事由の一つとして認めているもの。
- ③当該公的支援を必要としている者の収入等が減少したことを要件としており、審査を行ったうえで、支援の対象として認めているもの。

公的支援の例

	制度名
1	新型コロナウイルス感染症特別貸付 小規模事業者経営改善資金(新型コロナウイルス対策マル経融資)
2	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 生活衛生改善貸付(新型コロナウイルス対策衛経) 新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変対策特別貸付
3	危機対応融資
4	セーフティネット保証4号 セーフティネット保証5号 危機関連保証
5	小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付
6	小学校休業等対応支援金(委託を受ける個人向け)
7	緊急小口資金 総合支援資金(生活費)
8	厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予
9	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の徴収猶予
10	国税・地方税の納付猶予

公的支援に該当しないもの

- 新型コロナウイルスの影響が理由でない
公的支援
- 審査を行っていない公的支援
(特別定額給付金、NHKの受信料の猶予、
児童手当の上乗せ 等)
- 民間の機関が実施している支援
(銀行に対する借入金の返済の猶予、
ガス・電気料金の猶予) など